

グリーンプラザ竹の塚管理組合規約

平成 30 年 6 月 10 日 取り纏め版

(第 36 期 定期総会)

管理規約改定年月日

平成 7 年 3 月 5 日 第 1 3 期 臨時総会決議

平成 9 年 8 月 23 日 第 1 6 回 定期総会決議

平成 11 年 9 月 15 日 第 1 8 期 臨時総会決議

平成 14 年 3 月 1 日 第 2 0 期 臨時総会決議

道、外構施設等の付属施設。

第3条（専用使用部分）

つぎに掲げる共用部分は区分所有者全員の共有に属する土地および建物部分であるが特定の区分所有者、あるいは特定の占有者が専用使用することができる。

- (1) 専用庭。
- (2) 駐車場。
- (3) バルコニー、ルーフテラス。
- (4) 管理人室、管理室。
- (5) 電気室。

第4条（共用部分の持分）

共用部分は区分所有者全員の共有に属するものとし、各区分所有者の有する共有持分は、専有部分の総床面積に対する各区分所有者の有する専有部分の床面積の割合である。

第5条（共用部分の単独処分および分割請求の禁止）

区分所有者は、各専有部分の区分所有権と共用部分の共有持分権をそれぞれ分離して担保に供し、又は処分することはできない。

2. 区分所有者は、共用部分の共有持分について分割請求することはできない。

第2章 管理組合

第6条（組合の設立）

グリーンプラザ竹の塚の建物、土地、および付属施設を管理し、区分所有者の共同の利益を維持増進し、良好な環境を保持するために必要な協議および業務をおこなうことを目的として、グリーンプラザ竹の塚管理組合（以下組合という。）を設立する。

2. 組合はグリーンプラザ竹の塚の区分所有者（以下組合員という。）全員をもって建物引渡し時に発足する。

第7条（脱会及び権利義務の承継）

組合員は譲渡等により区分所有権を喪失したときは、当然に組合から脱会する。この場合、組合に書面により通知するものとする。

2. 組合員から区分所有権を取得した者、または当該組合員の相続人等包括承継人もしくは財産管理人は組合員としての権利義務の一切を承継する。

第8条（不在組合員の届出および督促）

組合員は長期にわたり不在となるときは代理人を指定し、組合に書面にて届け出な

きは、議長が決する。但し、下記に掲げる重要事項の議決は、全議決権の4分の3以上（注1）（委任状を含む。）の多数により決する。

（1）組合員全体の共同の利益、損失にかかわる本規約の基本的な重要条項の改廃。

（2）建物、土地、および付属施設の重要変更ならびに処分の決定。

（3）組合の解散等組合の利害存続に多大な影響をおよぼす事項の決定。

5. 著しく多額の費用を要する建物、土地、および付属施設の重要変更ならびに処分の決定は、全議決権者の賛成により決する。

6. 議決権者全員の書面による合意があったときは、総会の決議があったものとみなす。

第12条（役員）

組合は、つぎのとおり役員をおく。但し、役員はすべて組合員でなければならない。

（1）理事長および副理事長各1名。

（2）理事 3名。

（3）監事 2名。

2. 役員は総会で互選、自選、もしくは指名等により決する。

3. 役員の任期は選任の日から1カ年とする。但し、再任を妨げない。

4. 役員は前項の規定にかかわらず、後任者が選任されるまでその職務をおこなう。

但し、組合員資格を喪失した場合は、その時期をもって退任する。

5. 理事会は役員に欠員が生じた時は遅滞なく補充しなければならない。この場合任期は前任者の残任期間とする。

第13条（理事長）

理事長は組合および理事会を代表し、組合の業務を総括し、その職務に関し組合員を代表する。

2. 理事長の職務および権限はつぎのとおりとする。

（1）総会および理事会の決議事項の執行。

（2）本規約等に定められた事項の執行。

（3）組合文書の保管、その他。

3. 理事長は他の役員に対し、職務の一部を委嘱できる。

4. 「法律」第17条に定める管理者は理事長がこれにあたる。但し、組合より管理業務を委託された者（以下管理受託者という。）が管理者を代行することを妨げない。

5. 理事長は、理事会の承認を得た者に組合業務の全部、または一部を委託し、もしくは請負わせて代行させることができる。

第14条（副理事長）

副理事長は理事長を補佐し、理事長が職務を遂行できない時には、その職務を代行する。

2. 区分所有者は、その専有部分を暴力団等反社会的勢力の構成員に貸与または譲渡してはならない。

3. 区分所有者または占有者は、その専有部分を暴力団等反社会的勢力の事務所として使用してはならない。

第19条（専有部分の修繕，変更）

組合員は、専有部分に関し、修繕，変更，または改良等の行為をおこなう場合には、共用部分に影響をおよぼさない範囲内でおこなうものとする。

2. 主要構造部の穿孔および切欠等はその規模のいかんを問わず禁止する。

3. 理事長もしくは組合は、組合員の行為が共同の利益を損なうものと判断したときは、差止め請求することができる。

4. 専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる。

（注3）

第20条（共用部分の使用）

組合員は、共用部分を通常の用法に従い使用することができる。

2. 組合員は前項の使用にあたってはグリーンプラザ竹の塚全体の調和と環境保全を考慮し、また互いに協力して良好な住環境を維持するようつとめるものとする。

3. 組合員または占有者は建物の保存に有害な行為、その他管理ならびに使用に関し、組合員の共同の利益に反する行為をし、またはさせてはならない。

第21条（共用部分の管理および修繕）

共用部分の維持管理ならびに使用および修繕，改良，変更，処分等に関する業務は規約に準拠しつつ組合がおこなう。但し、当該修繕，変更等により影響をうける組合員の同意を必要とする。

第22条（専用使用部分の使用）

専用使用部分はずぎのとおり使用し管理する。

（1）バルコニー，ルーフトラスは、接続する専有部分の区分所有者である組合員が現状有姿のまま無償で使用し、日常の管理をおこなう。但し、土砂の搬入，改造，構築物の設置，その他建物に影響を与える行為をしてはならない。又，第三者への転貸は禁止する。

（2）管理人室および管理室は、管理受託者が無償で専用使用する。尚，日常の管理は専用使用者がおこなう。

（3）電気室は、組合もしくは管理受託者あるいは東京電力株式会社が無償専用使用する。尚，日常の管理は専用使用者がおこなう。

（4）専用庭は、接続する専有部分の区分所有者である組合員が無償で使用する。尚，日常の管理は専用使用者がおこない，第三者への転貸等は禁止する。

②専用庭に多量の土砂の搬入、形質の変更、構築物の設置、他の組合員に影響

第25条（審査）

前条およびその他により組合の承認を得た行為であっても、その行為の実施中または完了後において組合が必要と認めるときは、組合もしくは管理受託者は審査をすることができる。

第26条（注意事項と弁償）

組合員は、修繕等の工事の施工にあつて、下記の事項に注意し、事故等があったときは責任をもって復旧し、又は弁償するものとする。

- (1) 共用部分および他の専有部分等を毀損または汚損しないこと。
- (2) 共用部分に材料および残材を放置しないこと。
- (3) 他の組合員および占有者に迷惑をおよぼしたり不快の念を与えないこと。

第4章 組合経費および管理費等

第27条（経費）

組合の経費は管理費、維持積立金、駐車場使用料、その他の収入をもってこれに充てる。

第28条（管理組合の収入及び支出）

管理組合の会計における収入は、第29条に定める管理費等及び第29条に定める使用料等によるものとし、その支出は第31条から第33条に定めるところにより諸費用に充当する。

2. 理事長は、毎会計年度の収支予算案を定期総会に提出し、その承認を得なければならない。
3. 収支予算を変更しようとするときは、理事長は、その案を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない。（注1）

第29条（管理費等）

組合員は区分所有する専有部分の面積に応じ管理費および維持積立金として別表の金額を毎月負担しなければならない。

2. 前項の他、組合員が共同して支払わなければならない費用については専有面積の持分に応じた金額を負担しなければならない。
3. 組合員は翌月分の管理費、維持積立金、駐車場使用料等を毎月27日までに所定の方法により支払わなければならない。但し、その支払義務は区分所有権移転時点をもって生ずるものとし、その日を含む月の期間が1カ月未満である場合には日割計算によるものとする。
4. 管理費および維持積立金は過誤の他一切払戻ししないものとする。（注1）

第33条（維持積立金）

維持積立金は将来における共用部分の大規模な補修、および不測の出費に備え積み立てるものとする。

2. 管理組合は、特別積立金を維持積立金として積み立てるものとする。
3. 維持積立金は次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。
 - 一. 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
 - 二. 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
 - 三. 敷地および共用部分等の変更または処分
 - 四. その他敷地および共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理
4. 管理組合は、前項各号の費用に充てるため借入をしたときは、特別積立金をもってその償還に充てることができる。
5. 維持積立金については、管理費および組合費とは区分して経理しなければならない。（注1）

第34条（先取特権）

組合は組合員に対して有する共用部分にかかわる債権について、債務者の区分所有権およびその専有部分に備えつけた動産ならびに共有持分の上に先取特権を有する。

2. 前項の先取特権は、優先権の順位および効力については、共益費用の先取特権とみなす。
3. 本条の先取特権は、債務者である組合員の承継人に対しても有するものとする。

第35条（火災保険）

組合は建物の共用部分に対する火災保険の付保につき、組合を被保険者として組合名義で一括保険契約を締結する。

2. 前項の保険証券は、組合もしくは管理受託者が保管するものとし、万一保険事故が生じた場合は組合が保険請求権を行使して、当該保険金をもって災害の生じた部分の現状回復費用に充当する。

第36条（租税公課の負担）

組合員は共用部分に関する固定資産税、都市計画税、その他租税公課をそれぞれの持分割合に応じて別途負担するものとする。

第37条（利益等の組合経費への引当）

共用部分からの収益がある場合、および組合の事業収入がある場合は、組合の経費に充当することにより組合員全体の利益のために還元する。

第38条（会計報告）

管理組合の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

理事長は前年度の会計に関する収支決算書類を作成し、監事の会計監査を経たの

第45条（経過措置）

本規約に規定する組合が成立するまでの間、一切の管理行為を株式会社美建に委託する。

第46条（規約原本）

本規約に区分所有者全員が記名押印したものを規約原本とし、組合もしくは管理受託者が保管し、利害関係人の請求があった時はこれを閲覧させなければならない。

第47条（規約の効力発生）

規約は引渡し時より発効し適用する。

以上

別表（管理費等明細）

平成14年1月現在

タイプ	管理費(月額)	維持積立金	特別積立金	合計
A, A1, A2, A3	11,639	3,390	10,170	25,199
B, B1, B2	14,008	4,080	12,240	30,328
C	9,270	2,700	8,100	20,070
D, D1	10,506	3,060	9,180	22,746
E	11,433	3,330	9,990	24,753
F	9,270	2,700	8,100	20,070
G	10,197	2,970	8,910	22,077
H	12,669	3,690	11,070	27,429
I	9,579	2,790	8,370	20,739
J	10,506	3,060	9,180	22,746
K, K1	11,330	3,300	9,900	24,530
L, L1, L2	14,214	4,140	12,420	30,774
M	11,433	3,330	9,990	24,753
N, N1	11,948	3,480	10,440	25,868
O	12,360	3,600	10,800	26,760

管理費等改訂年月日

- 昭和62年5月24日 第5回定期総会決議 特別積立金（維持積立金の倍額）設立
（昭和62年10月実施）
- 平成元年6月4日 第7回定期総会決議 7月分より消費税引当金（3%）実施
- 平成2年6月17日 第8回定期総会決議 修繕維持基金設立（1戸平均月額5,000円）
維持積立金3倍決定（平成2年7月実施）
- 平成4年6月14日 第10回定期総会決議 修繕維持特別積立金設立決定
- 平成4年7月5日 第1回理事会決議 修繕維持特別積立金金額決定
- 平成5年5月23日 第11回定期総会決議 消費税引当金を管理費に統合。

6. 引越

引越は相当の混雑が予想され、万一の事故防止のため、あらかじめ引越日を決めた予定表を管理会社にて作成致しますので、それに従って引越されるようお願いいたします。

7. 鍵

- イ. 1個は必ず保存して下さい。鍵を失くした場合は、錠前を取り換えることになります。
- ロ. 住居の錠前を他のものに変更する場合、あるいは破損した場合は、管理会社に連絡して下さい。
- ハ. 鍵には紛失時の危険から住所、番号、氏名等を書いた札は絶対につけないようにして下さい。

8. 鍵の管理

各住戸の鍵およびメーターボックスの鍵は、各区分所有者が管理して下さい。受水槽、屋上出入口、電気室等の鍵は管理会社が保有します。又、建物出入口は施錠しません。

9. 防犯

最近マンション荒しが増えておりますので、以下の注意を守ると同時に、互いに連絡をとり防犯に協力しましょう。

イ. 覗き窓（ドア・スコープ）ドア・チェーン

住居のドアの覗き窓やドア・チェーンは防犯のためにあります。ノックやインターホーンの音がしたときは、まず覗き窓から相手を確認し、未知の人はドア・チェーンを掛けたまま話を聞くようにしましょう。これで相手に対して失礼とはなりません。鉄筋の建物は外部に対して閉鎖的な構造ですから、まず中にいれないようにしましょう。

このためドア・チェーンは面倒がらず、平素から必ず掛ける習慣を身につけておきたいものです。

- ロ. 日常生活において防犯のため、各入居者どおしで連携をつくっておきましょう。マンション生活ではとかく連帯感が欠けやすいので注意して下さい。

10. トイレの使用

トイレは水洗式ですので、用紙は必ずトイレットペーパーを使用して下さい。綿・新聞紙・布切れ・生理用品等を流しますと、排水管が詰まり、汚水が逆流して使用不能となるばかりか、階下の入居者や同一排水管を使用する各入居者に大きな迷惑がかかり、水洩れによる損害賠償責任も発生するので、絶対にやめて下さい。

11. バルコニーおよびルーフテラスの使用

イ. バルコニーおよびルーフテラスに物置、看板、サンルーム等の構築物を設置したり、造園用に大量の土、石を搬入することは、建物の構造上非常に危険ですので禁止いたします。また、バルコニーは火災時の非常避難通路を兼ねておりますので御

15. 屋 上

屋上は立入禁止ですのでのぼらないで下さい。危険であるばかりでなく、各種機器故障の原因にもなります。

16. 災害時の心構え

本建物は耐震・耐火・耐久上極めて理想的な鉄筋コンクリート構造です。従ってどんな災害の場合も少しも心配はありませんが、地震・火事・台風等について一通りの理解が必要でしょう。

イ. 地震について

鉄筋コンクリートの建物でも相当な揺れを感じます。特に上層階ほど揺れは大きいでしょう。しかしどんな大地震にも倒壊の危険はまずありません。あわてて廊下、階段等に飛び出すことはかえって危険です。大きな地震のときは落ち着いて行動し、まず火元を消してから布団などで身体を隠すようにして下さい。

ロ. 火事について

自分の住居から火を出さない限り延焼する恐れはありません。もし近所で火事が発生したときは、バルコニーにある可燃物を室内に入れ、窓や出入口の戸をよく締めて、火や煙が室内に入らないようにして下さい。不幸にして自分の住居から出火した場合は、非常ベルを押すとともに119番に出火場所を通報したうえで、あわてず小火のうちに消し止めましょう。出火の原因が油類なら布団で火源を覆い、空気を遮断するようにし、電気器具や電線の場合は、安全器を切ってから水をかけ、ガスなら元栓を締めてから隣機の措置をとるように心掛けて下さい。非常の場合に備えて家庭用小型消火器を必ず用意しましょう。

ハ. 台風について

台風の時どんな強い風が吹いても建物が倒壊することはありません。

40～50m/秒の風で窓ガラスが破れることはありませんが、バルコニーにある植木等が風にあおられてガラスを破ることがありますので、あらかじめ室内にいておくなどの措置をとることが必要です。また雨水が窓その他から吹き込みますと、その透水が階下にまでおよび損害を与えることがありますので、雑布・ビニール等を用意し、十分に注意してください。

17. 掲 示

組合の連絡や管理会社からの伝達等は主として掲示板をしますので御注意下さい。

18. エレベーター

エレベーターは「カゴ」内掲示の指示に従って運転してください。

インターホーン、非常停止ボタンは緊急の場合以外は使用しないで下さい。また小さな子供のみを使用をしないよう注意して下さい。

19. 外 階 段

外階段は火災発生等緊急時の避難階段に使用されますので、私物を置くことを禁止

荒川が氾濫した場合

荒川洪水想定概要
この洪水図に示す想定される最大水深は、荒川流域において想定する最大規模の降雨によって荒川のすべり込みの場所から氾濫した場合の最大水深です。実際に洪水が発生したときには、想定される最大水深が異なる場合や、浸水が想定されていない区域も浸水する場合があります。

埼玉県川口市方面の浸水しない区域へ

埼玉県川口市方面の浸水しない区域へ

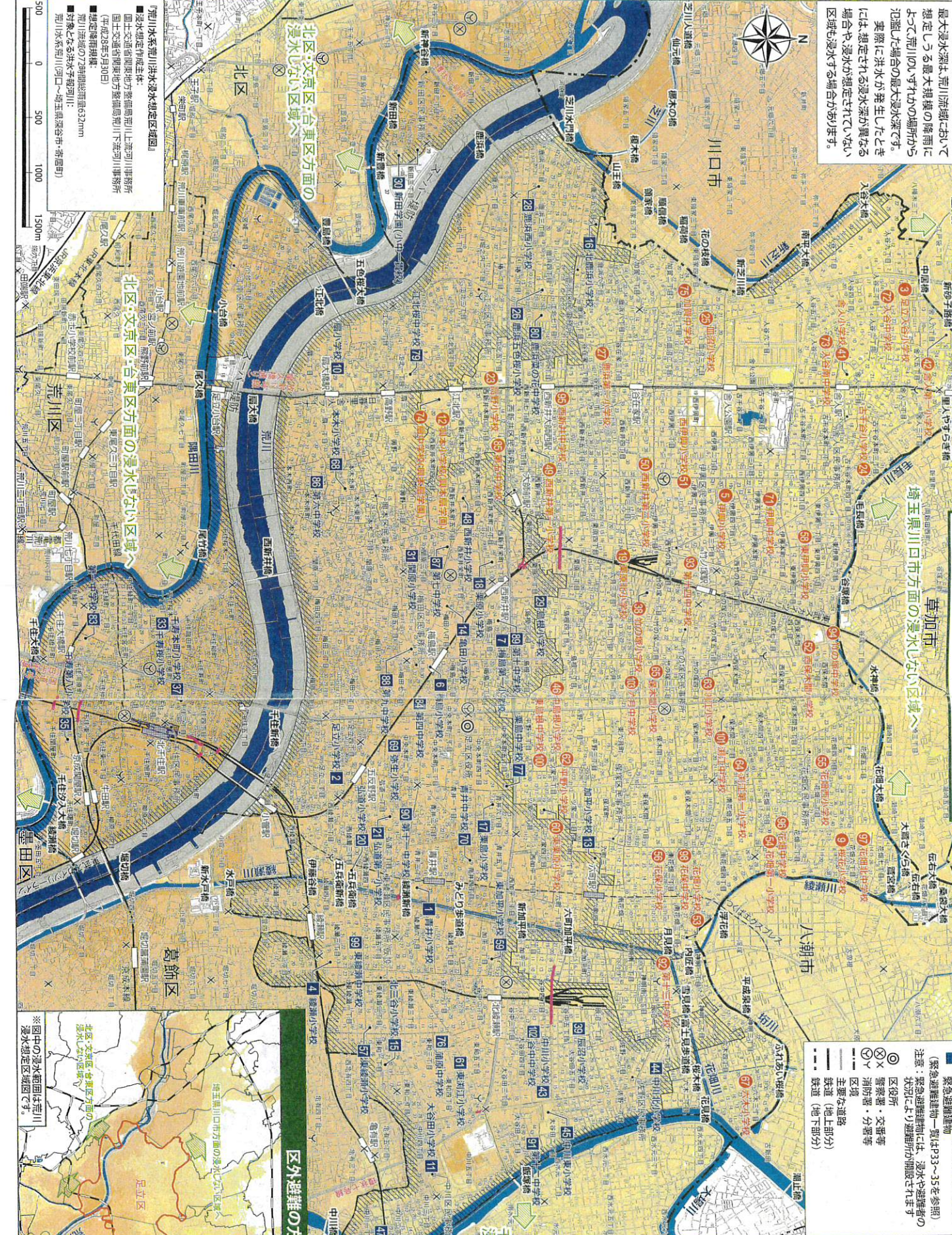
草加市

八潮市

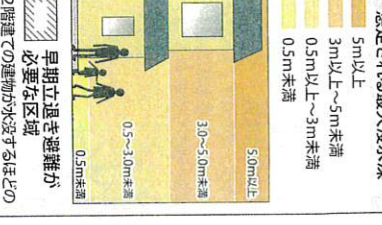
葛飾区

千代田区

墨田区



- 凡例**
- 緊急避難建物 (緊急避難建物一帯は33~35年(参照)緊急避難建物)
 - 区役所
 - ⊗ 警察署・交番等
 - ⊕ 消防署・分署等
 - ⊖ 主要な道路
 - ⊙ 区域
 - ⊖ 鉄道 (地上部分)
 - ⊖ 鉄道 (地下部分)



0 500 1000 1500m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

荒川水系荒川洪水想定区域図

※浸水想定区域図は、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所(平成28年5月30日)「想定避難規模」

荒川流域の2階建て建物の浸水想定区域図

※図中の浸水範囲は荒川

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

千代田区

荒川区

0 2000 4000 6000m

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

北区:文京区:台東区方面の浸水しない区域へ

荒川区

葛飾区

墨田区

利根川が氾濫した場合

利根川氾濫想定概要
この浸水図に示す想定される最大浸水深は、利根川流域において想定される最大規模の降雨による利根川の上流から下流にかけての場所から氾濫した場合の最大浸水深です。
実際に洪水が発生したときには、想定される浸水深が異なる場合や浸水が想定されていない区域も浸水する場合があります。

埼玉県川口市方面の浸水しない区域へ

埼玉県川口市方面の浸水しない区域へ

埼玉県川口市方面の浸水しない区域へ

埼玉県川口市方面の浸水しない区域へ

埼玉県川口市方面の浸水しない区域へ

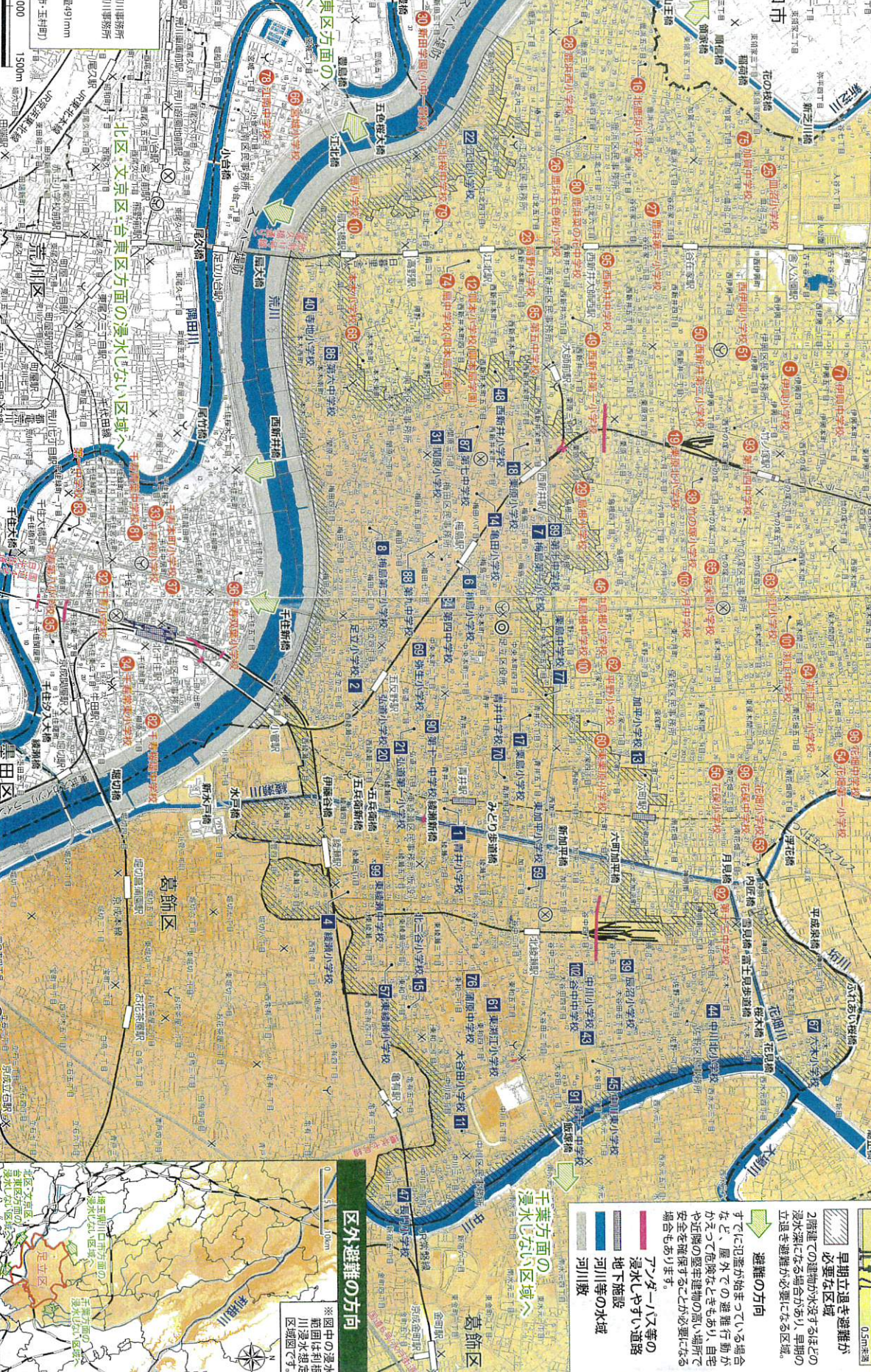
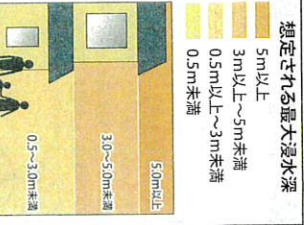
埼玉県川口市方面の浸水しない区域へ

埼玉県川口市方面の浸水しない区域へ

埼玉県川口市方面の浸水しない区域へ



- 凡例**
- 緊急避難建物
 - 早期立退き避難が必要な区域にある緊急避難建物
 - (緊急避難建物一覧はP33~35を参照)
 - 注：緊急避難建物には、浸水や避難者の状況により避難所が開設されます
 - 区役所
 - 警察署・交番等
 - 消防署・分署等
 - 区域
 - 主要な道路
 - 鉄道 (地下部分)



利根川氾濫想定区域図

利根川氾濫想定区域図

利根川氾濫想定区域図

利根川氾濫想定区域図

利根川氾濫想定区域図

利根川氾濫想定区域図

利根川氾濫想定区域図

利根川氾濫想定区域図

浸水想定作成主体
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所
(平成29年7月20日)

想定浸水深
利根川流域 入込上流域の72時間連続降雨49mm
対象となる利根川(河口)一帯 群馬県伊勢崎市 玉村町

利根川(河口)一帯 群馬県伊勢崎市 玉村町

利根川(河口)一帯 群馬県伊勢崎市 玉村町

利根川(河口)一帯 群馬県伊勢崎市 玉村町

利根川(河口)一帯 群馬県伊勢崎市 玉村町

利根川(河口)一帯 群馬県伊勢崎市 玉村町

利根川(河口)一帯 群馬県伊勢崎市 玉村町

北區・文京區・台東區方面の浸水しない区域へ

北區・文京區・台東區方面の浸水しない区域へ

北區・文京區・台東區方面の浸水しない区域へ

北區・文京區・台東區方面の浸水しない区域へ

北區・文京區・台東區方面の浸水しない区域へ

北區・文京區・台東區方面の浸水しない区域へ

北區・文京區・台東區方面の浸水しない区域へ

北區・文京區・台東區方面の浸水しない区域へ

千葉方面の浸水しない区域へ

千葉方面の浸水しない区域へ

千葉方面の浸水しない区域へ

千葉方面の浸水しない区域へ

千葉方面の浸水しない区域へ

千葉方面の浸水しない区域へ

千葉方面の浸水しない区域へ

千葉方面の浸水しない区域へ

葛飾區

葛飾區

葛飾區

葛飾區

葛飾區

葛飾區

葛飾區

葛飾區

区外避難の方向

区外避難の方向

区外避難の方向

区外避難の方向

区外避難の方向

区外避難の方向

区外避難の方向

区外避難の方向

※図中の浸水範囲は利根川浸水想定区域図です。

※図中の浸水範囲は利根川浸水想定区域図です。

※図中の浸水範囲は利根川浸水想定区域図です。

※図中の浸水範囲は利根川浸水想定区域図です。

※図中の浸水範囲は利根川浸水想定区域図です。

※図中の浸水範囲は利根川浸水想定区域図です。

※図中の浸水範囲は利根川浸水想定区域図です。

※図中の浸水範囲は利根川浸水想定区域図です。

0 500 1000 1500m

0 500 1000 1500m

0 500 1000 1500m

0 500 1000 1500m

0 500 1000 1500m

0 500 1000 1500m

0 500 1000 1500m

0 500 1000 1500m

北區

北區

北區

北區

北區

北區

北區

北區

文京區

文京區

文京區

文京區

文京區

文京區

文京區

文京區

台東區

台東區

台東區

台東區

台東區

台東區

台東區

台東區

荒川区

荒川区

荒川区

荒川区

荒川区

荒川区

荒川区

荒川区

墨田區

墨田區

墨田區

墨田區

墨田區

墨田區

墨田區

墨田區

葛飾區

葛飾區

葛飾區

葛飾區

葛飾區

葛飾區

葛飾區

葛飾區

千代田區

千代田區

千代田區

千代田區

千代田區

千代田區

千代田區

千代田區

中央区

中央区

中央区

中央区

中央区

中央区

中央区

中央区

港区

港区

港区

港区

港区

港区

港区

港区

目黒區

目黒區

目黒區

目黒區

目黒區

目黒區

目黒區

目黒區

品川区

品川区

品川区

品川区

品川区

品川区

品川区

品川区

東區

東區

東區

東區

東區

東區

東區

東區

豊島區

豊島區

豊島區

豊島區

豊島區

豊島區

豊島區

豊島區

世田谷區

世田谷區

世田谷區

世田谷區

世田谷區

世田谷區

世田谷區

世田谷區

杉並區

杉並區

杉並區

杉並區

杉並區

杉並區

杉並區

杉並區

中區

中區

中區

中區

中區

中區

中區

中區

目黒區

目黒區

目黒區

目黒區

目黒區

目黒區

目黒區

目黒區

品川区

品川区

品川区

品川区

品川区

品川区

品川区

品川区

東區

東區

東區

東區

東區

東區

東區

東區

豊島區

豊島區

豊島區

豊島區

豊島區

豊島區

豊島區

豊島區

世田谷區

世田谷區

世田谷區

世田谷區

世田谷區

世田谷區

世田谷區

世田谷區

杉並區

杉並區

杉並區

杉並區

杉並區

杉並區

杉並區

杉並區

中區

中區

中區

中區

中區

中區

中區

中區

目黒區

目黒區

目黒區

目黒區

目黒區

目黒區

目黒區

目黒區

品川区

品川区

品川区

品川区

品川区

品川区

品川区

品川区

東區

東區

東區

東區

東區

東區

東區

東區

豊島區

豊島區

豊島區

豊島區

豊島區

豊島區

豊島區

豊島區

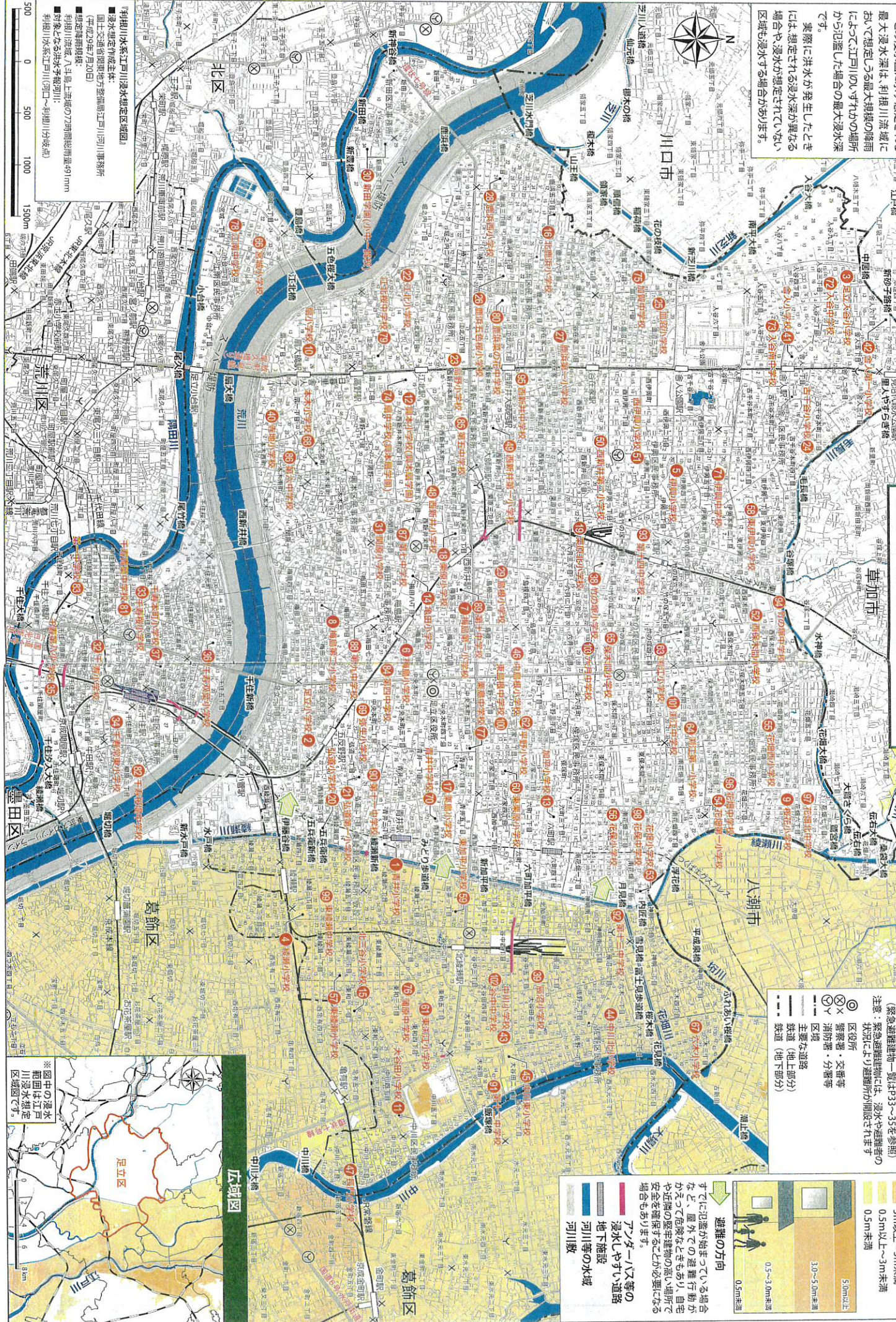
世田谷區

江戸川が氾濫した場合

江戸川浸水想定概要

この浸水図に示す想定される最大浸水深は、利根川流域において想定される最大規模の降雨による江戸川の氾濫の場所から氾濫した場合の最大浸水深です。

実際に洪水が発生したときには、想定される浸水深が異なる場合や、浸水が想定されていない区域も浸水する場合があります。



凡例

- 緊急避難建物 (緊急避難建物一覧はP33~35を参照)
- 緊急避難建物には、浸水や避難者の状況により避難所が開設されます
- 区役所
- ⊗ 警察署・交番等
- ⊕ 消防署・分署等
- 主要な道路
- 鉄道(地下部分)



避難の方向

すでに氾濫が始まっている場合など、屋外での避難行動がかわつて危険なときもあり、自宅や近隣の堅牢建物の高い場所などで安全を確保することが必要になる場合もあります。

アンダーパス等の
浸水しやすい道路
地下施設
河川等の水域



利根川水系江戸川浸水想定区域図

浸水想定作成主体
国土交通省関東地方整備局江戸川(事務所
平成39年7月20日)

想定降雨規模
利根川流域、入江上流部の72時間総雨量491mm
対象となる地点(利根川)：利根川(5地点)

500 0 500 1000 1500m

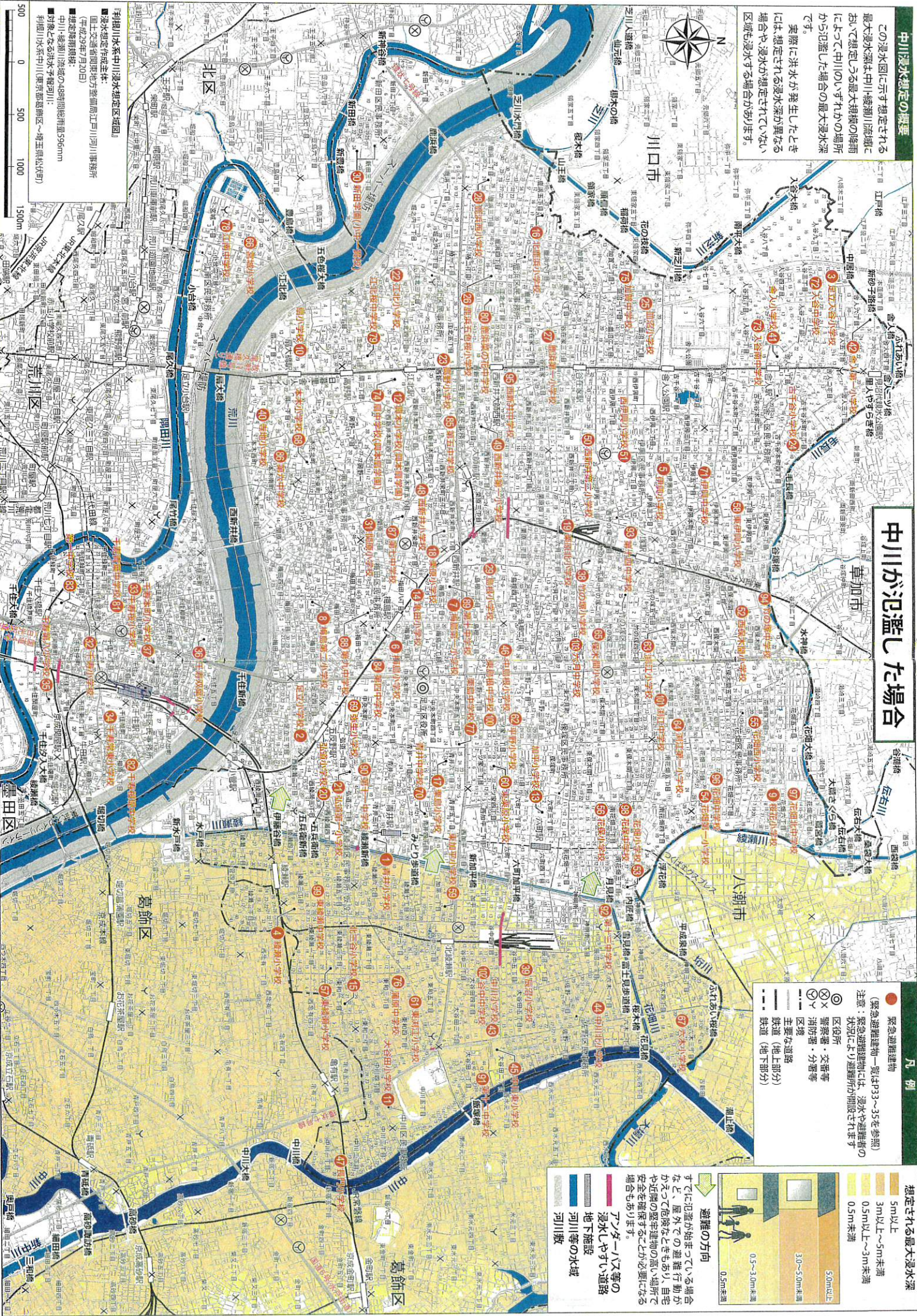
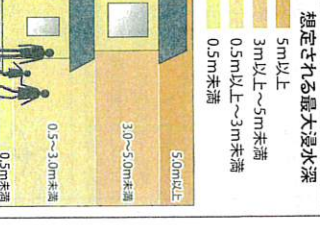
中川洪水想定概要

この浸水図に示す想定される最大浸水深は中川、綾瀬川、漆畑川において想定される最大規模の降雨によって中川のいずれかの場所から氾濫した場合の最大浸水深です。

実際に洪水が発生したときには、想定される浸水深が異なる場合や浸水が想定されていない区域も浸水する場合があります。

中川が氾濫した場合

- 凡例**
- 緊急避難建物
 - (緊急避難建物一覧はP33~35を参照)
 - 緊急避難建物には、浸水や避難者の状況により避難所が開設されます
 - ⊗ 区役所
 - ⊕ 警察署・交番等
 - ⊖ 消防署・分署等
 - ⊙ 区境
 - 主要な道路
 - 鉄道(地上部分)
 - 鉄道(地下部分)



利根川水系中川浸水想定区域図
 国土交通省関東地方整備局江戸川(利根川)事務所
 (平成29年7月20日)

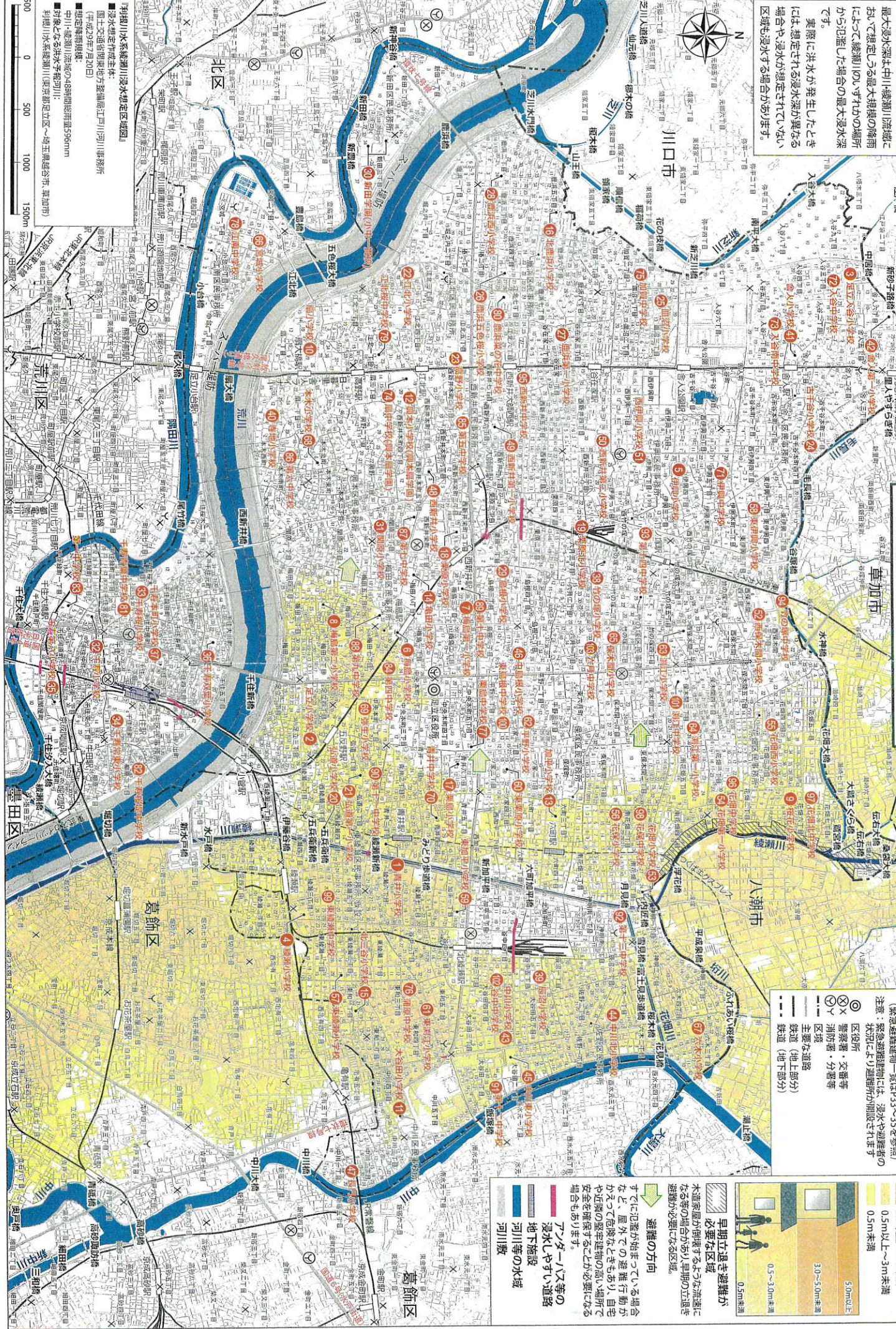
想定降雨量
 中川(綾瀬川)流域の48時間総雨量596mm
 対象となる洪水予報引:
 利根川(水害中川)(東京都恩納区~埼玉県松伏町)

綾瀬川浸水想定区

この浸水図に示す想定される最大浸水深は、川中流域において想定される最大規模の降雨による浸水から、浸水した場所から氾濫した場合の最大浸水深です。

実際に洪水が発生したときには、想定される浸水深が異なる場合や、浸水が想定されていない区域も浸水する場合があります。

綾瀬川が氾濫した場合



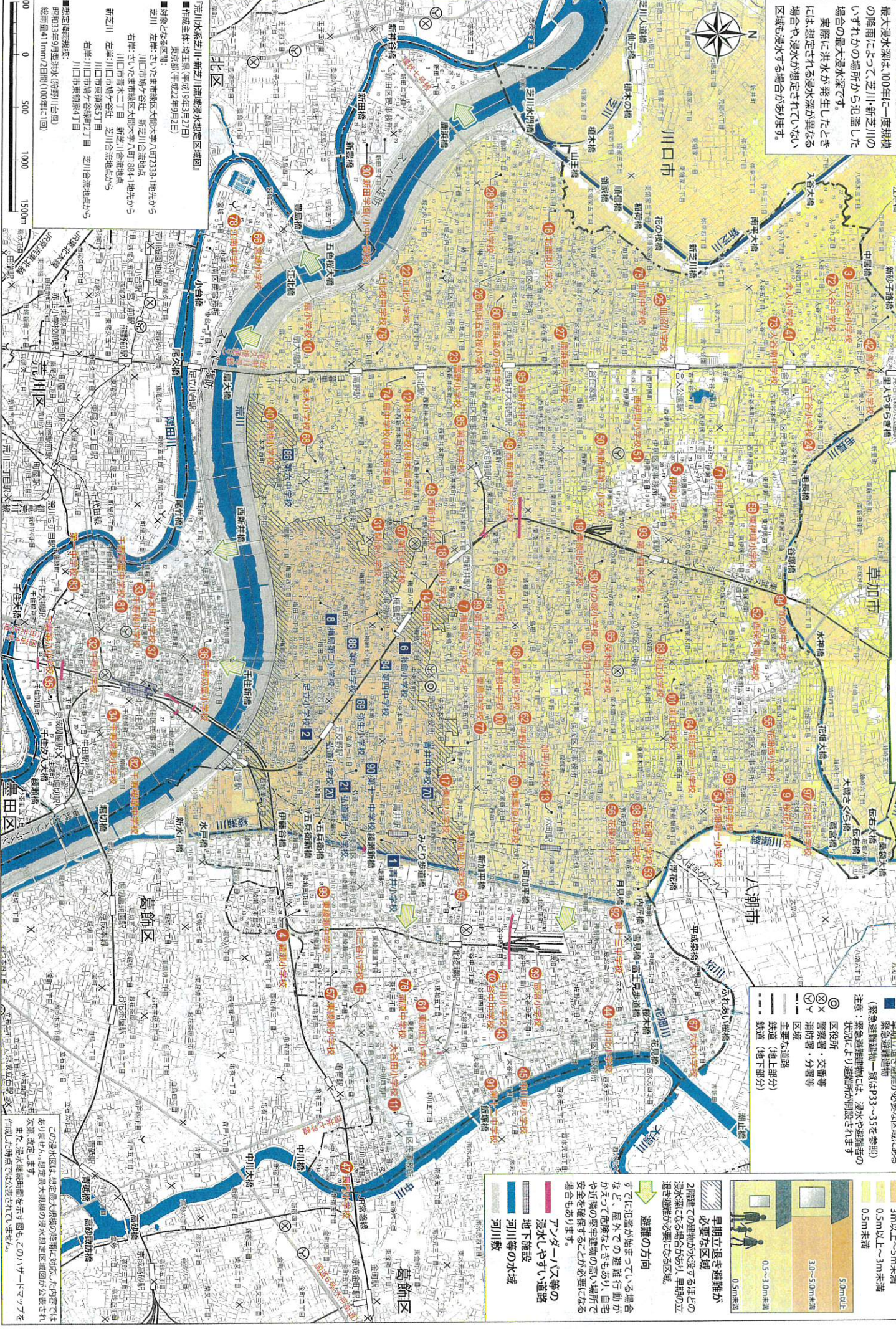
- 凡例**
- 緊急避難建物 (緊急避難建物一覧はB33-35を参照)
 - 注意: 緊急避難建物には、浸水や避難者の状況により避難所が開設されます
 - ⊗ 区役所
 - ⊗ 消防署・分署等
 - ⊗ 区境
 - 主要な道路
 - - - 鉄道 (地下部分)



芝川・新芝川洪水想定図

この浸水図に示す想定される最大浸水深は100年に一度規模の降雨によって、芝川・新芝川のいずれかの場所から氾濫した場合の最大浸水深です。実際に洪水が発生したときには、想定される浸水深が異なる場合や、浸水が想定されていない区域も浸水する場合があります。

芝川・新芝川が氾濫した場合



凡例

- 緊急避難建物 (Emergency Evacuation Building)
- 早期立退き避難が必要領域にある緊急避難建物 (Emergency Evacuation Building in an area requiring early evacuation)
- (緊急避難建物一画はB33~35を参照) 状況により避難所の開設されます (Reference B33~35 for one-story emergency evacuation buildings; evacuation sites may be established depending on the situation)
- 区伝所 (District Office)
- 警察署 (Police Station)
- 消防署 (Fire Station)
- 分署等 (Branches, etc.)
- 区境 (District Boundary)
- 主要な道路 (Main Roads)
- 鉄道 (地下部分) (Railway (Underground))

想定される最大浸水深

5m以上	3m以上	0.5m以上	0.5m未満
------	------	--------	--------

注意：緊急避難建物には、浸水や避難者の状況により避難所の開設されます

早期立退き避難が必要領域

2階建ての建物に浸水するほどの浸水想定される場合があり、早期の立退き避難が必要となる区域。

避難の方向

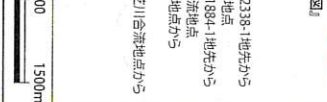
すでに氾濫が始まっている場合など、屋外での避難行動がかわって危険なときもあり、自宅や近隣の屋外建物の高い場所や安全を確認することが必要になる場合もあります。

アンダーパス等の
浸水しやすい道路
地下施設
河川等の水域

【荒川・茶臼山・新芝川流域浸水想定区域】
 作成主体: 埼玉県 (平成19年3月7日)
 東京都 (平成22年9月3日)

■対象となる区域:
 芝川 左岸: さいたま市緑区大槻木字八丁目2338-1地先から川口市東側家4丁目 新芝川合流地点
 右岸: さいたま市緑区大槻木字八丁目1884-1地先から川口市東側家4丁目 新芝川合流地点
 新芝川 左岸: 川口市鳩ヶ谷台 芝川合流地点から川口市東側家4丁目 芝川合流地点から
 右岸: 川口市鳩ヶ谷台 芝川合流地点から川口市東側家4丁目 芝川合流地点から

■想定降雨強度:
 昭和33年9月型洪水(伊勢川台風) 総雨量411mm/2日(100年1回)



この浸水図は、想定最大規模の降雨に对应した内容であり、また、浸水範囲の浸水想定区域図を公表された内容と異なる場合があります。

この浸水図に示す浸水深は東京湾沿岸において、想定される最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合の浸水深です。実際に氾濫が発生したときには、想定される浸水深と異なる場合や、浸水が想定されていない区域も浸水する場合があります(東京都内のみの表示※)。

※ 都内の高潮に伴う浸水想定区域図が未作成のため(平成31年1月現在)



高潮による浸水が発生した場合

草加市

八潮市

- 凡例**
- 緊急避難建物 (緊急避難建物が必要なる区域にある)
 - 早期立退き避難が必要なる区域 (緊急避難建物) (緊急避難建物一帯はP33~35を参照)
 - 区役所
 - 警察署、交通等
 - 消防署、分署等
 - 区域
 - 主要な道路
 - 鉄道 (地下部分)

想定される最大浸水深

5m以上
3m以上~5m未満
0.5m以上~3m未満
0.5m未満

避難の方向

5.0m以上
3.0~5.0m未満
0.5~3.0m未満
0.5m未満

早期立退き避難が必要なる区域

2階建ての建物に水没するほどの浸水深となる場合があり、早期の立退き避難が必要なる区域。

避難の方向

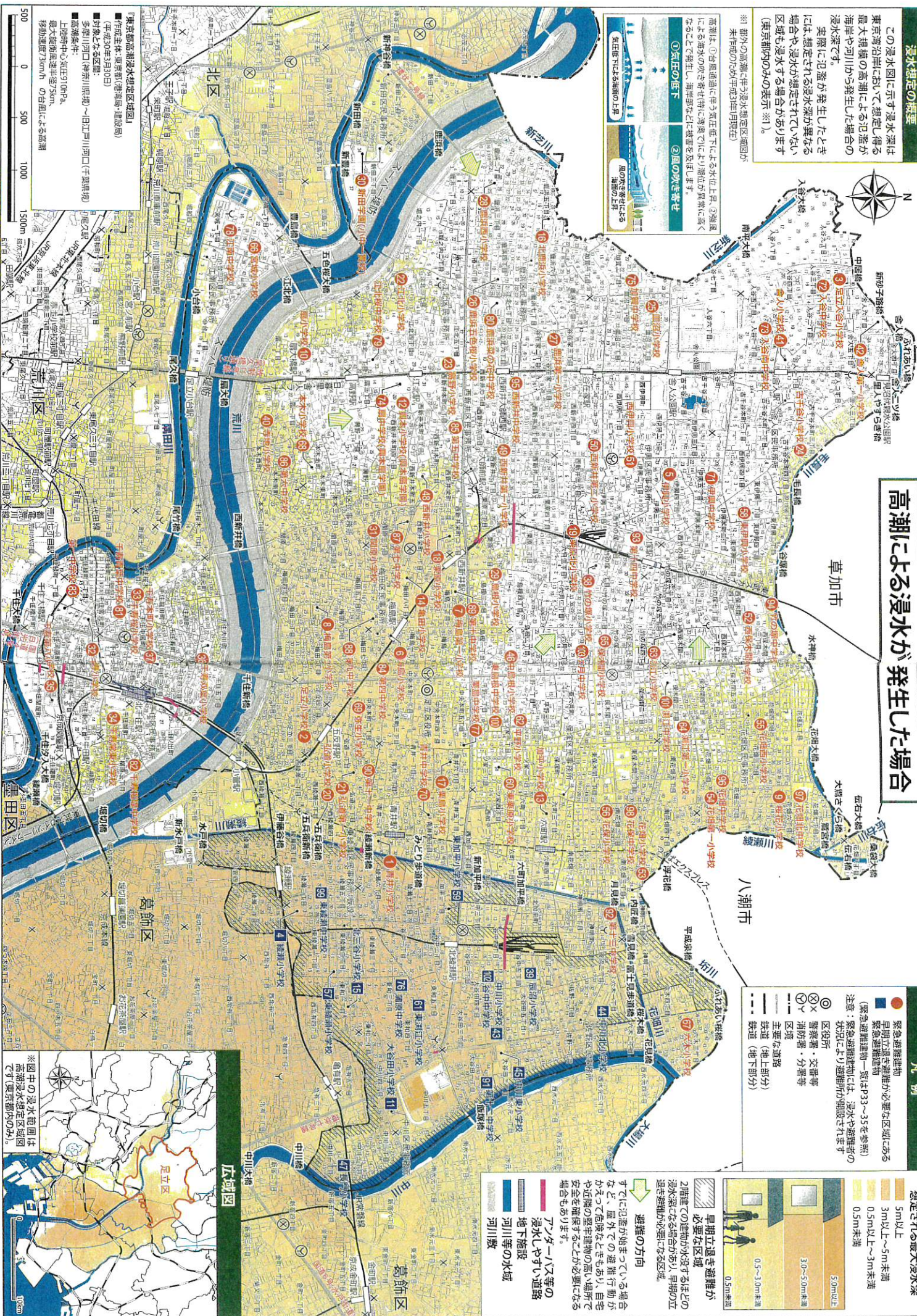
すでに氾濫が始まっている場合など、屋外での避難行動がわかって危険なときもあり、自宅や近隣の堅牢建築物の乱い場所での安全を確保することが必要になる場合もあります。

アンダーパス等の浸水しやすい道路

地下施設

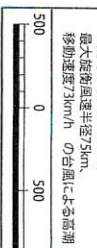
河川等の水域

河川敷



東京都高潮浸水想定区域図 (平成30年9月30日)

対象となる区域: 多摩川河口(神奈川)川口(千葉県) 上総湾中心(気圧910hPa, 最大風速風速半径75km, 移動速度23m/h)の台風による高潮



※ 図中の浸水範囲は高潮浸水想定区域図です(東京都内のみ)